

登記相談は 予約制です。



登記相談の予約について

名古屋法務局の**登記相談は予約制**です。

登記申請に関する相談は、事前に窓口又は電話により予約してください。

予約されずに来庁された場合、来庁当日に相談をお受けできないことがあります。

なお、予約に空きがある場合は、当日分の予約もできます。

1 相談時間

9時～12時・13時～16時

（土・日・祝日・年末年始の休日を除く）

※相談時間は法務局により異なる場合があります。

2 予約方法

窓口又は電話

（相談を受けたい法務局へ直接お申し込みください。）

※登記の申請書は、土地・建物や会社・法人を管轄する法務局へ提出する必要があります。

※法務局の管轄については、ホームページ内の「登記管轄一覧」をご覧ください。

登記相談を利用されるお客様へのお願い

- 1 不動産に関する相談時間は、**20分**です。
(会社・法人に関する法人登記部門の相談時間は、**15分**です。)
- 2 登記申請書の作成には登記事項を確認する必要がありますので、相談の際に、**現在の登記内容が分かるもの(登記事項証明書又は要約書)**を予めご用意ください。
- 3 相談では、登記の申請に必要な書類及び登記申請書の様式等のご案内をいたします。これらの書類(登記申請書・委任状・相続関係説明函等)は、申請人ご自身が書式例等を参考に作成することとなります。また、作成された登記申請書類の**内容の審査は登記申請を受け付けた後に行い、相談段階では行いません**のでご了承願います。
- 4 司法書士や土地家屋調査士などの資格を持たない者が他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、代理人として登記申請をする行為は、**法律に違反する**場合がありますので、ご注意ください。
- 5 相談の際には、以下の相談内容に対応する相談票を印刷し、記載の上、来庁願います。
[①住所移転・氏名変更等の登記](#)、[②所有権移転\(贈与・売買\)登記](#)、[③相続登記](#)、[④\(根\)抵当権抹消登記](#)、[⑤会社法人の登記](#)

※ 法務省ホームページに書式、記載例等が掲載されていますので参考にしてください。
URL <http://www.moj.go.jp/MINJI/MINJI79/minji79.html>

愛知県司法書士会(電話ガイド) ☎050-3533-3707 (10:00~16:00)
※ **相続無料電話相談会** ☎0800-200-0000
毎月 第2日曜日 (10:00~16:00)
愛知県土地家屋調査士会 ☎052-586-1200

【 予 約 相 談 問 合 せ 先 】

庁 名	所 在	電話番号
名古屋法務局	〒460-8513 名古屋市中区三の丸2-2-1 (名古屋合同庁舎第1号館)	052-952-8111
熱田出張所	〒456-0031 名古屋市熱田区神宮4-8-40	052-671-5221
名東出張所	〒465-0051 名古屋市名東区社が丘4-201	052-703-2322
春日井支局	〒486-0844 春日井市鳥居松町4-46	0568-81-3210
津島支局	〒496-0047 津島市西柳原町3-10	0567-26-2423
一宮支局	〒491-0842 一宮市公園通4-17-3 (一宮法務合同庁舎)	0586-71-0600
半田支局	〒475-0817 半田市東洋町1-12	0569-21-1095
岡崎支局	〒444-8533 岡崎市羽根町字北乾地50-1 (岡崎合同庁舎)	0564-52-6415
刈谷支局	〒448-0858 刈谷市若松町1-46-1 (刈谷合同庁舎)	0566-21-0086
豊田支局	〒471-8585 豊田市常盤町1-105-3 (豊田合同庁舎)	0565-32-0006
西尾支局	〒445-8511 西尾市熊味町南十五夜60	0563-57-2622
豊橋支局	〒440-0884 豊橋市大国町111 (豊橋地方合同庁舎)	0532-54-9278
豊川出張所	〒442-0067 豊川市金屋西町3-3	0533-86-2097
新城支局	〒441-1385 新城市字八幡11-2	0536-22-0437